

第 553 回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 議事録

日 時	令和 5 年 5 月 16 日 (火) 午前 10 時 25 分	
場 所	土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎 本庁舎 第 1 会議室	
議 題	<p>議題等</p> <p>(1) 漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について【諮問】</p> <p>(2) 漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準(案)について【協議】</p> <p>(3) 茨城県資源管理方針の一部改正について【報告】</p> <p>(4) ワカサギ漁期前調査に伴う特別採捕許可について【報告】</p> <p>(5) 令和 4 年度落とし網漁業操業実績について【報告】</p> <p>(6) その他</p>	
出席委員	1 番 鈴 木 幸 雄 3 番 大 崎 匠 8 番 理 崎 茂 男 11 番 鬼 沢 弘 明 13 番 小 原 一 八	2 番 海 老 澤 武 美 5 番 相 崎 守 弘 10 番 太 田 牧 人 12 番 中 泉 義 美 14 番 加 納 光 樹
欠席委員	6 番 薄 井 征 記	7 番 鈴 木 友 子
県側出席者	農林水産部漁政課調整・漁船係主任 霞ヶ浦北浦水産事務所所長 〃 漁業調整課長 〃 漁業調整課係長 〃 漁業調整課主任 〃 漁業調整課技師 〃 振興課長 〃 指導課長 水産試験場内水面支場長 〃 内水面資源部長	古川 洋之介 小曾戸 誠 益子 剛 富永 佳子 谷中 周平 飯田 隼人 半澤 浩美 星野 尚重 根本 孝 小日向 寿夫

事務局	事務局長 根本 隆夫 係長 中山 敦司
傍聴人	なし
議事録署名人	8番 理 崎 茂 男      10番 太 田 牧 人
議長	1番 鈴 木 幸 雄
会議内容	開会 午前10時25分
根本事務局長	〔開会宣言〕 〔資料確認後、鈴木会長に挨拶を依頼〕
鈴木幸雄会長	皆様にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。 先週5月8日に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同じ5類に移行しました。本委員会でも、これまでは席に仕切りを設けていましたが、今回からは外させていただきました。しかし、新型コロナの感染者は増減を繰り返しますので、今後の動向を十分配慮しながら、開催していければと考えております。 今年のゴールデンウィークは観光需要が好調であったと報道等で耳にしておりますので、これを機に、霞ヶ浦北浦の水産物の消費が拡大されることを期待しております。 本日の議題は「漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について」の諮問ほか4題となっております。 今後ともよりよい漁業を行っていただけるよう、本日も皆様に活発な討議をお願い申し上げて挨拶とさせていただきます。
根本事務局長	〔県に挨拶を依頼〕
小曾戸所長	お忙しい中、委員の皆様には委員会への出席、感謝申し上げます。 鈴木会長の挨拶にもありましたが、新型コロナウイルスについては、令和2年4月に全国で緊急事態宣言が発出されて以来、約3年間にわた

って続いた特別な対応も一区切りということで、その間、マスクの着用やリモートでの会議の開催が当たり前になるなど、社会の在り方も大きく様変わりしましたが、今後はポストコロナを見据えた取組が重要と考えております。

そうした中で、今年の10月から12月には「茨城デスティネーションキャンペーン」が開催されます。これはJRグループ6社と県・市町村・観光事業者等が一体となって行う国内最大規模の観光キャンペーンとなりますが、本県への来訪者の増加やメディアへの露出の機会なども増えるかと思いますので、こうした機会も積極的に活用して、霞ヶ浦北浦の水産物のPR、消費拡大に努めてまいりたいと考えております。

ここで、最近の漁業の状況を少しお話しますと、今年は霞ヶ浦で、5月になってもまだ横ひき網や刺網によるシラウオの漁獲が続いており、水産試験場内水面支場の産卵場調査でも、それなりの量のシラウオの卵が確認されているということです。北浦での資源回復も含めて、夏以降のシラウオ漁についても期待しているところです。

ワカサギやエビ資源が低迷している中で、霞ヶ浦北浦では、シラウオ資源の重要性が増してきておりますので、今後も資源の保護と有効活用を両立していけるよう、シラウオのブランド化事業や資源管理などの取組を進めていきたいと考えております。

本日は、新たな許可の発給に係る諮問や、県の資源管理方針に係る議題のほか、先日、ゴールデンウィーク中に実施した常陸川水門周辺でのシラスウナギの調査結果の報告などを用意しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

根本事務局長

続きまして次第3、議長の選出ですが、当委員会の会議規程第2条第2項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いいたします。

議長（鈴木幸雄会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。

次第4の出席委員数の報告を事務局からお願いします。

根本事務局長

出席委員数を報告させていただきます。

本委員会の委員定数は12名でございますが、本日は10名の出席をいただいております。過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定により本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

鈴木幸雄議長 　ただ今の報告のとおり、本日の委員会は成立しております。

鈴木幸雄議長 　続きまして、次第5の議事録署名人ですが、私から指名いたします。  
8番理崎委員と10番太田委員にお願いします。

鈴木幸雄議長 　それでは、次第6の議題に入ります。  
議題(1)の「漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について」です。これは県からの諮問となります。事務局から説明をお願いします。

中山係長 　(資料1-1 諮問文を朗読。)

谷中主任  
益子課長 　(資料1-1、資料1-2 (プロジェクター) により説明。)

鈴木幸雄議長 　はい、ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

(委員) 　(特になし)

鈴木幸雄議長 　ありませんか。  
特にないようですので、県への答申についてお諮りします。  
諮問の内容に異議ございませんか。

(委員) 　(「異議なし」との声)

鈴木幸雄議長 　「異議なし」とのことですので、「原案のとおりで差し支えありません。」と県に答申することといたします。

鈴木幸雄議長 　続いて議題(2)「漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準(案)について」、水産事務所から説明をお願いします。

富永係長 　(資料2 (プロジェクター) により説明。)

鈴木幸雄議長 　ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

10番太田牧人 　はい（挙手）。

鈴木幸雄議長 　はい、どうぞ。

10番太田牧人 　新しい漁業法での新たな取り組みということなので、ちょっと確認が  
てら質問させていただいたんですが。  
　これ一言で言うと、新規に真珠養殖を申請してきた人があって、結果と  
してその漁場が申請者が複数となった場合。それに、順位付けする場合の  
ポイントというか視点が、こんな感じの基準ということで、よろしいんで  
すよね。

富永係長 　参考資料の2ページにありますとおり、新規の漁場につきまして、複数  
の申請があった場合ということで、そのとおりです。

10番太田牧人 　それで、根拠法令としていろいろ書いてあるんですが、これずっと読ん  
でいくと、水産庁の通知にあるように、今回の判断基準というのは、行政  
手続法第5条第1項の規定に基づく審査基準とみなされるということで  
公表するということなんです。その行政手続法第5条第1項というの  
には、どういうことが書いてあるんでしょうか。

益子課長 　漁業調整課長の益子です。  
　御質問の事項につきましては行政処分、いわゆる免許するような場合  
につきましては、あらかじめ審査基準を定め、公表するということになっ  
ておりますので、その件について、これが該当するということになりま  
す。

10番太田牧人 　行政手続法の条文の中にね、審査基準を公表しなさい。行政処分とか許  
認可の場合にはやりなさいと書いてある。

益子課長 　おっしゃるとおりです。

10番太田牧人 　わかりました。  
　それじゃちょっとこれ、今回ね、漁業権の申請についてなんです。許

可の申請なんかもやっぱり同じような行政手続法の対象になるんですよね。

益子課長

はい、許可につきましては県の規則により許可しますので、県の行政手続条例により、同じように審査基準を定めるので、今回の議題1で、諮問させていただきました。

10番太田牧人

議題1の許可の基準に係る行政手続の審査基準と同等にね。

はい、わかりました。ありがとうございます。

鈴木幸雄議長

はい、他にございませんか。

5番相崎守弘

はい（挙手）。

鈴木幸雄議長

はい、どうぞ。

5番相崎守弘

ちょっと漁業として取り組むんじゃないくて、水質浄化とか民間の団体がですね、他の目的で環境浄化みたいな目的で、こういう養殖をやりたいといった場合には、それは何か許可の申請とか、必要なんでしょうか。

益子課長

はい、漁業調整課長の益子です。

いわゆる営みに該当するかどうか、というところになりますが、ケースバイケースでの御相談なりますけれども、単なる飼育というだけでは、漁業権の免許には当たらないと解釈しております。取り上げて、販売したりすることによって、利益が生じれば営みになりますので、当然免許を受けていただく必要があります。

その他、湖内でやるのであれば、河川法の占用許可等の、当然必要な許可はあるかなと思います。

5番相崎守弘

NPOとかその民間の団体が、飼育して、それでできた真珠を配るとかということについては、その程度であれば問題ない、申請しなくてもよいということですか。

益子課長

はい。一応解釈が難しい事案になりますので、個別にそういう場合があれば、前もって御相談いただければ、個別回答させていただきたいと思

ますが、養殖の定義に当たるかどうかというところかと思えます。

鈴木幸雄議長 他にございませんか。

鈴木幸雄議長 複数あった場合の申請の判断基準ということで、これ上げてあるんですけども、複数あった場合、もし全部がこれに該当しないという場合には、どういうふうなかたちになるんですか。優先順位を付けるためだけなんですか。

益子課長 このほかに適格性の審査はありまして、当然暴力団員でないなどの規定はありますが、その他、申請を受け付けるにあたって、その申請書の内容がきちんと養殖業を営めるかどうかというのは、申請受付の段階でしっかり申請者と相談した上で、申請を受け付けるようなかたちになるのかなと思います。ですので、申請していただく方は、基本的には営めるといような状態での申請書を上げていただくのかなと思っております。

鈴木幸雄議長 はい、わかりました。

鈴木幸雄議長 それでは、他にないようですので、この内容で進めていくということで承認したいと思いますので、今後の手続きの方、よろしく願いいたします。

鈴木幸雄議長 続いて議題（３）「茨城県資源管理方針の一部改正について」、報告をお願いします。

益子課長 （資料３－１から資料３－４（プロジェクター）により説明。）

鈴木幸雄議長 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたらお願いします。

（委員） （特になし）

鈴木幸雄議長 それでは、特にないようですので、これ、また７月の委員会で詳しい説明があるということなので。

益子課長 はい。７月の委員会で詳しい説明をするとともに、これからトロールが

始まりますので、トロール部会等でも実際の漁業者の方にもそういった場を使って、しっかり理解していただけるように進めていきたいと考えております。

鈴木幸雄議長 はい、それでは、次に進みたいと思います。

鈴木幸雄議長 続いて議題(4)「ワカサギ漁期前調査に伴う特別採捕許可について」、報告をお願いします。

小日向部長 (資料4-1、資料4-2(プロジェクター)により説明。)

鈴木幸雄議長 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

11番鬼沢弘明 はい、いいですか(挙手)。

鈴木幸雄議長 はい、どうぞ。

11番鬼沢弘明 ワカサギ昔から漁やってるものですから、昔からの流れでちょっと。昔から漁やって、獲れだしたのが、ちょうど地震があった後なんですよ。その前はやっぱり獲れなくて、水産事務所さんとか内水面支場の人にちょっと聞いてみると、卵はふ化する、ですけどその時には、ワムシっていう小さい時に食べる餌がなかったっていう話で、かえってるのはかえってんだけど、トロール時期まで持たないっていうのが、あったんですよ。

それで、地震の後に、極端に増えた時があったんですよ。—そう200キロ300キロって獲れた時があったんですけど。そのあと普通では全部獲りきれないんで、普通はだんだんこう落ちてくるのが本当なんですけど、このグラフを見ると極端に落ちてますんで、やっぱり、何かの地表変化というのがあるんじゃないかと思うんですよ。

最近言われてるのが、産卵場所がいくらか砂地からヘドロに変わってきてるっていう状況になっているんで、そのワカサギが残る、残らない、だけじゃない、判断も必要なのかなっていうのがあります。

以上です。

小日向部長 はい。

経験に基づいた貴重な御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、産卵場所であったり、こちらで示した以外の条件というの、資源の増減というものに、一定程度の影響を与えているということは十分考えられます。

どれだけ砂地が減っているのか、という状況につきましても、なかなか面積的なものを出すのが難しい部分がございます。

ただ産卵場調査というの併せてやっておりますので、そういった時に底質がどういう状況であるとか、変化があるのかということにつきましても、引き続き注視していきたいというふうに考えております。

なお、過去に北浦の方では、底質が過去に比べて変化があるのかという観点で調査をしたところ、それほどその粒径とかで見ますと、変化がそれほど大きくないのではないかと、という結果も出ております。

しかし面積的な部分はなかなかわからない部分がございますので、今後の調査でできる範囲でとなりますけれども、底質の状況を引き続きみていければというふうに考えております。

11番鬼沢弘明

ここに、海老澤さんがいるんですけど、北浦の。ちょっと側から聞いた話では、獲れなくなる前に沖洲、沖筋っていうか完全など真ん中で、ワカサギ大漁したっていう話聞いたんですよ。で際の方のワカサギが少なかったっていう話はちょっと聞いたんですけど、やっぱり今、霞ヶ浦自体もそういう流れに来て、どんどん沖の方に、獲れる魚が沖の方に来てるような、今イメージあるんですよ。

ですから、去年ちょっとナマズなんかのさし網ですか、それやった人が言うのには、やっぱり前年度と違って網がすごく汚れたっていう話をしましたね。

ですから、場所によってひどくなってるし、やっぱり魚のいる場所が年々ちょっとずれてるような感じはしています。

根本支場長

はい。貴重な情報ありがとうございます。

沖側にいつている感触っていうのは何月頃ですか。

11番鬼沢弘明

一年通して、平均して沖筋ですね。

ここであんまり変な言い方はできないんで。平均誰でも獲れるっていう状況にはなってます。

ただ上下（の層）があるんで。昔と違うのは、昔は、夜の場合は浮きて

た魚が完全に今は底ってる状態なんですね。普通、浮きてる魚が底ってる状態なんで、なんか日中と夜のあれが。魚の習性だか水のせいなのかわからないんですけど、昔でちょっと考えられない。

ちょうど昔、寒くなってくると底ってくるらしいんですけど、普通夏場ですと、ワカサギなんかは夜は浮きてる魚なんですよ。

ですから昔は獲れたんですけど今は逆に底ちゃってるんですね、暗い時には。そういう状況が今ここ数年ありますね。

根本支場長 操業の様子の情報、ありがとうございました。

鈴木幸雄議長 他にございますか。

12番中泉義美 (挙手)

鈴木幸雄議長 はい、どうぞ。

12番中泉義美 試験場の方にちょっと伺います。

去年の漁期前調査、実は私もやったんですけども、前年に比べてそんなに悪い状況じゃなかったんですよ。

ところがいざ解禁になってみたら、あの状態。試験場では今、ちなみにどういう、要因といいますか、そういう要因、確たるものがなくても、それらしいんじゃないかっていうのをちょっと答えてもらいたいんですけど。

根本支場長 水産試験場根本です。

昨年度の漁期前調査、意外といいますか、結構獲れたと。というふうになりまして、ふたを開けると、少ないまま終わっているというところでした。漁期前調査は今現在4ヶ所でやっているんですけども、その時の、曳網層の選び方等については、ちょっと経験によっているところもあって、地点間の上下などで、ちょっとばらつきが出てしまうというところがありました。

漁期前調査の結果だけでその時の予測を立てるのではなくて、今説明にありましたように、それまでの餌の様子とか、親の状況とか、昔に遡って、いろいろな要素を加味してやっているところなんですけれど、現実的にはたくさん獲れたのに、漁獲量全体としては落ちたという結果につい

てはですね。これは漁期前調査のこの地点をひく、この水域、水深をひくという、そこのポイントの状況がいろいろ違ってしまふのかなというところで、その判断に非常に迷うというところがございました。

ワカサギが均一にいるのか、いないのかということも、現れてしまったのかなというようなどころがありまして、これについては、漁期前調査、かなり何十年とわたってやっているところなんですけども、そのへんのポイントごとの量の差がストレートに漁獲量に反映する予測ができないというところが、今のところ研究課題として、やっているところなんですけども。ちょっと前回のたくさん獲れたっていうのと、漁獲量との差については、現在のところ明確にまだ回答できないところでございまして、研究させていただきたいと思っております。

そのような状況です。

12番中泉義美

ありがとうございます。

それとね、もう一つね、さっき言えなかったんだけど、この漁期前調査、もう過去何年もやってるわけですよ。それと、漁期中の漁獲量のこの流れというのはどうですか。

例えば、去年みたいに漁期前調査ではある程度良好であっても、実際漁期になったら、漁獲がなかった。今までは何年間かやった中で、その関係はどうでしょう。漁期前調査と一連の漁獲量。

小日向部長

こちらに示しました、先ほど説明させていただいた図になりますけども、霞ヶ浦が右側になります。

こちらの図の横軸が漁期前調査の結果から出した初期資源の水準。縦軸が同じ年の漁期後の漁獲量の関係を示したものです。

2015年から2021年の結果の関係になりますが、これを見ますと、真ん中に線が斜めに引かれていると思いますけども、ある程度関係は見られます。

これ以前のデータを並べてみますと、年によってはやはり、先ほどおっしゃったとおり、振れる年もございます。

ただ、やはり漁期前の資源量を推定、あくまでも推定になりますけども、推定値と漁獲量の関係っていうのは、一定程度あるのではないかとこのように考えております。

12番中泉義美

はい、ありがとうございます。

鈴木幸雄議長

他に何かございますか。

5番相崎守弘

(挙手)

鈴木幸雄議長

どうぞ。

5番相崎守弘

動物プランクトンの量がなんか、特に北浦でかなりあるというふうなことをちょっと伺ったんですが。

なんか、感じとしてですね、特に北浦の場合に魚食魚ですね、アメリカナマズとかスズキなんかなんですが、それが支配しているような生態系に、こうなってしまったんじゃないかなってというふうな、そういう印象があるんですけども。

いわゆる捕食で食べられてしまって、中間のワカサギみたいな動物プランクトンを食べるものがなくなってしまったために、動物プランクトンが増えてというふうなこと起きているんじゃないかというふうな印象があるんですけど、そのへんいかがでしょうか。

小日向部長

はい。

今の御意見は、動物プランクトンを食べるようなワカサギ、シラウオなどが減ったことで、逆に動物プランクトンがいっぱい出ているんじゃないかと。そのワカサギを食べるような侵入した魚種が、増えていることが影響しているのではないかということだと思っておりますけども。

ワカサギ、シラウオにつきましては、確かに最近スズキが増えているという情報もございますので、ちょっと定量的なデータがない状況でございますけれども、そういうふうなことを、漁業者の皆さんに聞くこともございますので、そういった魚種に捕食されている可能性はあるのではないかと。

テナガエビにつきましても、これはアメリカナマズにどれぐらい食べられているんだろうという試算をしておりますけども、漁獲しているよりも全然多い量が捕食されているのではないかという推計をしております。捕食による影響というのはあるというふうな考えております。

そういった魚がいなくなってしまったから動物プランクトンが逆に見えているということは、十分にあるのではないかというふうにも考えております。

以上です。

5番相崎守弘

今日の東京新聞に未利用魚をなんというか、魚粉にして利用するというのを非常に期待しているような、新聞に載ってたんですけども。いわゆる未利用魚の利用っていうだけじゃなくて、いわゆる生態系の回復といえますか、そういう意味でも今のアメリカナマズを積極的に獲ってもらおう。さらに今計画している以上に、それを促進していただくと、何か効果が現れてくるかなと思いますので、そのへんも検討していただけないかなと思う。

鈴木幸雄議長

県の方で。

小曾戸所長

ただ今、御指摘ありました未利用魚の関係については、現在は新聞報道にも出たようなかたちで、有効利用できないかという観点で事業を組んでいるところですが、さらに、やはりテナガエビなどの資源の減耗要因として（捕食魚の影響）は間違いなくあるだろうと、内水支の調査でも出ておりますので、生態系という観点でも、積極的な駆除といえますか、そういった対策も検討してみたいと思っております。

鈴木幸雄議長

他に何かございますか。

11番鬼沢弘明

すいません。

今ナマズの話が出て、今朝も携帯でちょっとその情報は見たんですけど、一応食用として（霞ヶ浦に）持ってきたんですよ。ちょっと携帯の方で見ると、食用に向かないっていう感じで書いてあったんで、どうしても食用にしない限り、単価的に上がっていけないと思うんですよ。

ですから、何とか食用の方も検討してもらいたいなと思うんですよ。そんなに食べてはまずい魚ではないと思うんで。はい。

ぜひお願いしたいと思います。

小曾戸所長

今後の活用の方向としては、当座は飼肥料ということを考えていますが、やはり単価を考えると、食用利用ということがどうしても、より単価を上げていくためには必要だと考えておりますので、そちらのほうも検討を進めていきたいと考えております。

11番鬼沢弘明	お願いいたします。
鈴木幸雄議長	他にございますか。
(委員)	(特になし)
鈴木幸雄議長	ないようですので、次に進みます。
鈴木幸雄議長	続いて議題(5)「令和4年度落とし網漁業操業実績について」、報告をお願いします。
中山係長	(資料5(プロジェクター)により説明。)
鈴木幸雄議長	ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。
(委員)	(特になし)
鈴木幸雄議長	ありませんか。 ないようですので、次に進みます。
鈴木幸雄議長	次に、議題(6)「その他」ですが、まず県の方からございましたらお願いします。
星野課長	(資料6(プロジェクター)により、常陸川水門における通し回遊魚の遡上拡大調査の結果について説明。)
鈴木幸雄議長	ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。
3番大崎匠	ちょっといいですか。
鈴木幸雄議長	はいどうぞ。
3番大崎匠	それは閘門の中で放流したわけですか。
星野課長	閘門の中です。

3 番大崎匠 黒部川に近い、魚道の方の、下流に放流ということはやらなかったのですね。

星野課長 そうではなくて、あくまでも船通し閘門の中の、船が通るところの下流部分で放流した。

3 番大崎匠 では、魚道の方は全然わからないですね。

星野課長 魚道の方は見てないです。

3 番大崎匠 そうですか。

星野課長 魚道は閘門の逆側、裏側になる・・・

3 番大崎匠 黒部川に近いほうですよ。

それ1回研修してますから、わかってますけど。

それも併せてやってみたほうがいいのかという感じで。ええ。

こちらの小さい船が通る方と、ある程度中型の船が通るところは何度も通ってますから、わかってますけど。

そこで放流したということですね。

星野課長 はい。

3 番大崎匠 はい。わかりました。

鈴木幸雄議長 他にございますか。

鈴木幸雄議長 これもう今年度は、一応これで終了ということでしょうか。

星野課長 はい。

ただ今回のこの2回目の試験、これは閘門の中に人為的に放流して上に上がっていくのかってことを確認したんですけど、閘門の運用だけで、果たしてそのウナギがこの閘門を上っていくのかって事について、ちょっと条件が、今回あんまり良くなかった、というのは上流側と下流側

の塩分濃度はそんなに変わらなかったということがありまして、この試験1回目、うまくいった時の試験については、下流側の塩分が高く、塩分の差があったんで、そういうことも同じような条件で、そういう運用だけで、果たしてうまく上っていくかどうかは、ちょっと検討してみる必要があるのかなとは思っています。

鈴木幸雄議長 他にございますか。

(委員) (特になし)

鈴木幸雄議長 それでは他にないようですので、他に県の方からは何かありますか。

益子課長 特にございません。

鈴木幸雄議長 それではないようですので、委員の皆さんの方から何か御意見等ありましたらお願いいたします。

(委員) (特になし)

鈴木幸雄議長 ないですか。それでは、委員の皆様からの御意見も特にないようですので、本日の委員会を終了いたします。

皆様御協力により、円滑に議事進行できました。御協力ありがとうございました。

根本局長 長時間にわたりまして、御審議いただきありがとうございました。次回開催は7月14日を予定しています。議題については改めて御案内申し上げます。

それでは、これをもちまして委員会を閉会といたします。

閉会 午前11時59分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

議事録署名人

---

---